

## 市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

### ○軽自動車税 (全期)

## 納期限 5月31日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落としとして納付していただけます。

※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。スマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay」でも納付ができます。

※口座振替をご利用の方は、アプリによる納付をご利用いただけません。利用方法については、各アプリのホームページをご確認ください。

病気や失業など、やむを得ない理由により納期限内での納付が困難な場合は納付の相談に応じています。滞納を放置せず、早めに相談してください。電話での相談も受付けています。

### ■休日の納付相談および納付窓口

とき 5月9日、23日(日)

午前 8 時30分～午後 5 時15分

ところ 市役所本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

### ■休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始除く)

午前 8 時30分～午後 5 時15分

ところ 市役所本庁舎1階

## 市からの お知らせ

### 第6期小牧市障がい福祉計画・ 第2期小牧市障がい児福祉計画

障がい福祉課 (☎ 76 - 1127)

令和3年度から3年間を計画期間とする第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画を策定しました。障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の見込量や確保策を定めた計画です。

<閲覧場所>

市ホームページ、障がい福祉課、情報公開コーナー (本庁舎1階)、東部・味岡・北里の各市民センター、ゆう 友 せいぶ、ふらっとみなみ  
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

### 日常生活用具 人工呼吸器用バッテリーなどの 購入費用の助成について

障がい福祉課 (☎ 76 - 1127)

障がいのある方、難病の方を対象とした日常生活用具の購入にかかる費用の一部を支給しています。このたび「人工呼吸器用バッテリー」、「外部バッテリーまたはポータブル電源」、「発電機」を日常生活用具の種目に追加しました。給付の対象となるのは、難病または呼吸器障害3級以上などにより人工呼吸器などの在宅医療機器を常時使用されている方です。(助成は基準額の範囲内。所得制限あり) 申請方法等の詳細は、障がい福祉課へお問い合わせください。

### 第8次小牧市高齢者保健福祉計画

地域包括ケア推進課 (☎ 76 - 1188)

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8次小牧市高齢者保健福祉計画」を策定しました。この計画は、市の高齢者福祉施策の方向性や介護保険事業のサービス見込み量などを示した計画です。本計画に基づき、施策やサービスの提供を適切に行ってまいります。

※本計画の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

▶**閲覧場所** 市ホームページ、地域包括ケア推進課、介護保険課、情報公開コーナー (本庁舎1階)  
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

### 道路を安全に利用するためのお願い

道路課 (☎ 76 - 1186)

道路にはみ出した果樹、庭木および雑草は、車と歩行者の交通安全に支障をおよぼす原因となり、事故につながる危険性があります。

このような樹木の剪定、落葉の回収および雑草の刈取りにご協力ください。

また、不法投棄を行ったり、道路占用許可なく道路上に物を置いたり、交通に支障をおよぼす行為も禁止されています。

## 都市計画公園の変更

みどり公園課 (☎ 76 - 1192)

尾張都市計画公園 2・2・768号「樋下公園」、  
2・2・769号「駅西公園」を追加しました。

関係図書はみどり公園課で縦覧できます。

とき 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日は除く

ところ 市役所東庁舎 2階

## 都市計画事業認可について

みどり公園課 (☎ 76 - 1192)

尾張都市計画公園事業 3・3・89号岩崎山公園  
の事業計画の変更(期間延伸)が認可されました。

関係図書はみどり公園課で縦覧できます。

とき 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日は除く

ところ 市役所東庁舎 2階

## コンビニ交付サービスの一時停止

市民窓口課 (☎ 76 - 1121)

5月1日(土)～5日(水・祝)までの終日、システムメン  
テナンスのためコンビニ交付サービスを停止します。  
住民票の写し等の交付ができませんのでご注意ください。  
コンビニ交付サービスの提供再開時間は、5月  
6日(木)午前6時30分からとなります。

## LINE 株式会社の個人情報の取扱い 不備問題に関する市の対応について

広報広聴課 (☎ 76 - 1107)

市のLINE公式アカウントでは、個人情報の収集・  
保存は行っていません。このため、現状ではこの  
アカウントから利用者の個人情報が漏洩する心配  
はありません。

市としましては、引き続き、LINE 株式会社等か  
ら情報収集し、利用者の皆様に安心していただ  
けるよう努めるとともに、状況に応じて必要な対応  
を行ってまいります。

※詳しくは、市ホームページを  
ご覧ください。



## 新型コロナウイルス感染症の影響に より収入が減少した被保険者等に係 る国民健康保険税の減免について

保険医療課 (☎ 76 - 1123)

### ▶対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(以下「世帯主等」)が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主等の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯
  - (1)世帯主等の2021年の事業収入等のいずれかの減少額が2020年の当該事業収入等の額の3/10以上であること
  - (2)世帯主等の2020年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - (3)世帯主等の(1)の事業収入等に係る所得以外の2020年の所得の合計額が400万円以下であること

### ▶減免額

世帯主等の2020年の合計所得金額等により減免割合が異なります。

### ▶対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に納期が到来する令和3年度賦課分国民健康保険税。

### ▶申請期限

令和4年3月31日(木)

### ▶申請方法

下記必要書類を添えて、郵送または窓口にて申請。

- 令和3年度用減免申請書(保険医療課国保係に電話いただくか、市ホームページからダウンロード、または窓口(保険医療課国保係または各支所)にて配布)

- 対象となることを証明する書類(医師による診断書、帳簿、給料明細等)



### ▶ご注意

すでに他の減免申請をされた方が本減免に該当する場合であっても、改めて申請が必要です。

上記【対象となる世帯】②の場合、年金収入のみの方は対象外です。また、2020年の事業収入等に  
係る所得が0円以下の場合は、申請いただいても減免額は0円となります。

※介護保険料についても同様に減免を実施します。

詳しくは介護保険課(☎ 76 - 1197)へお問い合わせください。



# 総合治水推進週間5月15日(土)～21日(金) 総合治水をご存知ですか

河川課 (☎ 76 - 1141)

洪水や浸水を防ぐためには、川幅を上げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行うとともに、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすため、流域内に雨水を貯めたり、地下に浸透させる施設が必要で

す。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを総合的に実施して、被害の防止を図ることが「総合治水対策」です。

市では、次の2つ補助制度を設け、水害に強いまちを目指します。

## ■ 雨水貯留施設等の設置補助制度 (詳しくは市ホームページで)

宅地内に降った雨水を一時的に貯める施設(浄化槽転用貯留槽、貯留タンク)や地下に浸透させる施設(透水性舗装、浸透枳、浸透トレンチ)を新設すると工事費の4分の3に相当する額(各施設限度額あり)を補助します。

貯めた雨水は、プランターやお庭の水やりにご利用できます。



## ■ 浸水防止塀設置補助金制度 (詳しくは市ホームページで)

過去に浸水被害に見舞われた方や事業所、また今後、浸水被害に見舞われそうな地域を対象に、浸水による家屋等の被害を防止するために、新設する「浸水防止塀」に対し工事費の2分の1に相当する額(限度額あり)を補助します。

※浸水防止塀とは、洪水により宅地内に入ってくる水を防ぐ構造物



## ■ 地域の皆さんへのお願い

▶ 田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。



▶ 風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



▶ 新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



※1つの浄化槽で約1000ℓの雨水を貯めることができ、新川流域で今後10年間下水道へ接続する家庭で浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用すると、約5万㎡の雨水を貯留することができます。

## ■ ビジュアルボードフェア

総合治水について、写真や図でわかりやすく紹介しますのでぜひご覧ください。

とき 6月25日(金)～7月1日(木)

ところ 味岡市民センター1階展示スペース

※新川流域総合治水対策協議会のホームページ

(<http://www.sougo-chisui.jp>) をご覧ください。

## 国民健康保険税率等が変わります

保険医療課 (☎ 76 - 1123)

### <令和3年度の国民健康保険税率等について>

生涯にわたって皆さんが安心して医療サービスを受けられるよう、国保財政の健全化と安定した運営を目指し、平成30年度以来国民健康保険税率等の改正を行ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、いまなお厳しい経済・雇用環境が続いていることを考慮して、令和3年度は改正を行わず、所得割税率、均等割額、平等割額においては据え置くこととしたため、令和2年度から変更ありません。ただし、資産割税率は、小牧市国民健康保険税条例に基づき引き下げとなります。

#### ■ 各年度の税率等

	所得割税率 (%)	資産割税率 (%)	被保険者均等割額 (円)	世帯別平等割額 (円)
令和2年度				
基礎課税分	4.66	14.35	24,100	22,500
後期高齢者支援金等分	1.45	3.64	7,300	6,500
介護納付金分	1.25	3.50	7,100	5,300
令和3年度				
基礎課税分	4.66	12.30	24,100	22,500
後期高齢者支援金等分	1.45	3.12	7,300	6,500
介護納付金分	1.25	3.00	7,100	5,300

### <軽減基準額の改定>

令和2年9月に地方税法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減基準額が変わりました。

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）およびその世帯の国保加入者の総所得金額等（\*）の合計が次の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

（\*）前年の総所得金額等（65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額）－基礎控除43万円

		令和2年度	令和3年度
軽減基準額	7割軽減	33万円	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)
	5割軽減	33万円+28.5万円×被保険者数(※1)	43万円+28.5万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)
	2割軽減	33万円+52万円×被保険者数(※1)	43万円+52万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む。

※2 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者

軽減制度は、市民税課に所得申告がされていないと適用されません。

市県民税は非課税となる公的年金等（遺族・障害年金等）のみを受給の方、収入が無く、市県民税の申告を行う予定のない方であっても、申告をお願いします。

### <納付が難しい場合はご相談ください>

廃業、失業で前年と比較して著しく所得が減少された方、障がい者や母子・父子家庭医療費受給世帯の方で所得が少ない方などは、減免制度を利用できる場合があります。国保税の納付が難しい場合は、お早めに保険医療課にご相談ください。

- ★令和3年度分の国民健康保険税納税通知書は、6月中旬にお送りする予定です。
- ★国民健康保険税の納付は便利な口座振替で!!
- ★社会保険等が変わったときは手続きが必要です。

## 軽自動車税納税証明書（継続検査用）の有効期限の延長について

収税課 (☎ 76 - 1117)

軽自動車税納税証明書の有効期限は、軽自動車税の次期納期限の前日とされていますが、口座振替により納付される場合、振替日から3営業日程度、口座振替結果が確認できない期間（未判明期間）が発生し、その間に継続検査を受けられる方に対してご不便をおかけしていました。

こうしたことから、口座振替により納付されている

方を対象に、口座振替後に市から発送する軽自動車税納税証明書の有効期限を6月15日まで延長できるとしました。

納付確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受けられる場合は、前年度に市から送付された証明書により可能となります。

現金納付の方については、従来通りの有効期限となりますので、納付後の納税通知書兼領収書に付属している納税証明書（継続検査用）をご利用ください。

